

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB16-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

令和4年8月
北海道電力株式会社

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット内の落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について追記。【説明資料 別添4】 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件。 <ul style="list-style-type: none"> ・乾式キャスクを設置していないことを明記。【比較表 p12】 c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし 			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
1-4) その他			
なし			
2. まとめ資料との比較結果の概要			
2-1)			

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 ＜目次＞ 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 別添資料 1 使用済燃料ピットへの重量物落下について 別添資料 2 使用済燃料ピット監視設備について 3. 技術的能力説明資料 別添資料 3 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 4. 現場確認プロセス 別添資料 4 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について 5. 参考資料 別添資料 5 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について	第 16 条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 ＜目次＞ 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 （別添 1－1） 設置許可基準規則等への適合状況説明資料（使用済燃料ピットへの重量物落下について） （別添 1－2） 設置許可基準規則等への適合状況説明資料（使用済燃料ピット監視設備について） 3. 技術的能力説明資料 （別添 2） 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 4. 現場確認プロセス （別添 3） 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について 5. 参考資料 （別添 4） 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について	第 16 条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 ＜目次＞ 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 追加要求事項に対する適合方針 2. 1 使用済燃料プールへの重量物落下について 2. 2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について 3. 別添資料 別添資料 1 使用済燃料プールへの重量物落下について 別添資料 2 使用済燃料プール監視設備について 別添資料 3 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 別添資料 4 使用済燃料プールへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について	【女川】記載方針の相違 ・女川では、評価条件変更の記載で作成。 【女川】記載箇所の相違 ・2.に追加要求事項に対する適合方針を記載。泊は別添 1 の 6.3 に同様の記載があり相違なし。 【大飯】記載表現の相違 ・資料名称の相違。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5.において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5.において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>【大飯】設備名称の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条において、追加要求事項を明確化する（表 1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条において、追加要求事項を明確化する（表 1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条を第 1.1-1 表に示す。また、第 1.1-1 表において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

表1 設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び47条 要求事項

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設
大飯原子力発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

設置許可基準規則 第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）	技術基準規則 第26条（燃料取扱設備及び貯蔵設備）	備考	
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	変更なし	
四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	変更なし	
表1 設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び第47条 要求事項			
設置許可基準規則 第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）	技術基準規則 第26条（燃料取扱設備及び貯蔵設備）	備考	
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	変更なし	
四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	変更なし	
設置許可基準規則 第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）	技術基準規則 第26条（燃料取扱設備及び貯蔵設備）	備考	
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	変更なし	
第1.1-1表 設置許可基準規則第16条及び技術基準規則第26条、第34条及び第47条要求事項			
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考	
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	変更なし	
四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中ににおける衝撃、熱その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	変更なし	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対するものとすること。 能力を有するものとする。</p> <p>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</p>	<p>前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。</p> <p>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。</p>	<p>前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>	<p>設置許可基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設、安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。) を設けなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げることにより、燃料体等の貯蔵施設 (安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。) を設けなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	
<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げることにより、燃料体等の貯蔵施設 (安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。) を設けなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるとこにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるとこにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>口 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

技術基準規則 設置許可基準規則 第16条(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	第26条(燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考	
<p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>ロ 貯蔵された使用済燃料が前燃熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。</p> <p>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであつて、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p>	<p>四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するためには、 一 前燃熱により燃料体等が溶融しないものであること。 ニ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>	変更なし	
<p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>ロ 貯蔵された使用済燃料が前燃熱により溶融しないものであつて、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。</p> <p>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであつて、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p>	<p>四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。</p> <p>ハ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p>	変更なし	
			差異理由

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	—	—	—
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考																											
二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。																											
—	—	—																											
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考																											
二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。																											
—	—	—																											
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考																											
二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないものとすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても、その機能が損なわれないこと。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようすること。																											
—	—	—																											

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考	追加要求事項	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこりにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃科取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することができる。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃科貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができねばならない。</p>					
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところに沿って、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃科取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することができる。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第34条 (計測装置)</p> <p>3 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>技術基準規則 第34条 (計測装置)</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（同項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃科貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならぬ。</p>	<p>備考</p> <p>技術基準規則 第34条 (計測装置)</p> <p>3 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>備考</p> <p>技術基準規則 第34条 (計測装置)</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（同項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃科貯蔵設備に属するものに限る）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならぬ。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由													
<table border="1"> <tr> <td>技術基準規則 第34条 (計測装置)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考	4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項	<table border="1"> <tr> <td>技術基準規則 第34条 (計測装置)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考	4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項	<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第34条 (計測装置)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</td><td>4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考	4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項
技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考															
4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項															
技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考															
4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項															
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考														
4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存するものでなければならない。 ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	4. 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。	追加要求事項														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由																		
<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇、又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td><td></td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇、又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項		<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝へ、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</td><td>追加要求事項</td><td></td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝へ、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	追加要求事項		<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td><td></td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項		
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇、又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項																				
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝へ、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	追加要求事項																				
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
(再掲) 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。 ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th style="background-color: #0070C0; color: white;">技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th style="background-color: #0070C0; color: white;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。 </td><td style="vertical-align: top;"> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p> </td><td style="vertical-align: top;">変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。 	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p>	変更なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th style="background-color: #0070C0; color: white;">技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th style="background-color: #0070C0; color: white;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視すること。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。 </td><td style="vertical-align: top;"> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> </td><td style="vertical-align: top;">変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視すること。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。 	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p>	変更なし	<p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、キャスクについての記載無。泊、女川では記載有。
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考													
<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。 	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p>	変更なし													
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考													
<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視すること。 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。 ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。 ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。 	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p>	変更なし													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とともに、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、クレーン等安全規則に基づく点検等の落下防止対策を行う設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とする。 【説明資料 (5.2:16条-別添1-1-12~24) (参考 1,2:16条-別添1-1-33~36)】</p>	<p>1.2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減できる設計とする。</p> <p>また、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とし、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊では同様の記載が「適合のための設計方針第1項第5号について」にあるため、実質的な相違なし。</p> <p>【泊】記載表現の相違 ・泊では説明資料番号を記載。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量を監視することができる設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、上記の水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.2 : 16条別添1-2-1~5)】</p>	<p>使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が利用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料プールの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(まとめ資料に記載なし)	<p>二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステ</p>	<p>二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料交換機（1号及び2号炉共用（既設））、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用（既設））等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン等で使用済燃料プールに移し、燃料交換機により炉心に挿入する。</p> <p>燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料交換機により移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））の水中に貯蔵する。</p> <p>燃料交換機は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とともに、使用済燃料プール周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵庫</p> <p>a. 構造</p> <p>新燃料貯蔵庫は、新燃料を貯蔵ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉建屋原子炉棟内に設置する。新燃料貯蔵庫は、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約40%相当分</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 使用済燃料プール</p> <p>(a) 構造</p> <p>使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））は、燃料体等を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であ</p>	<p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯のまとめ資料では当該箇所の記載を省略しており、実質的な相違なし。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、設置変更許可申請書には(i)として新燃料貯蔵庫が記載されるが、追加要求事項に関する記載ではないため、泊ではこのような項目はまとめ資料には記載していない。⇒以後、理由①とする。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
	<p>ンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保する設計とともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱棟内の放射線量率を監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないように設計する。</p> <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>り、原子炉建屋原子炉棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とともに、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール水温、使用済燃料プール上部の空間線量率及び使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>使用済燃料プールは、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(b) 貯蔵能力 全炉心燃料の約40%相当分（1号及び2号炉共用（既設））</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 (i) 燃料プール冷却浄化系 燃料プール冷却浄化系は、ポンプ、熱交換器、ろ過脱塩装置等で構成し、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。さらに、全炉心燃料を取り出した場合においても、残留熱除去系を併用して、使用済燃料プール水の十分な冷却が可能な設計とする。 また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給も可能な設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・理由① 泊でも設置許可には以下の記載がある。 b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約 920%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・理由① 泊でも設置許可には「(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力」の記載がある。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 (該当なし)	<p>燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p> <p>a. 燃料プール冷却浄化系ポンプ 台 数 1 (予備 1) 容 量 約160m³/h</p> <p>b. 燃料プール冷却浄化系熱交換器 基 数 2</p>	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(3) 合適性説明 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 　イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 　ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 　ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 　イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 　ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 　ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。</p>	<p>(3) 合適性説明 第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 　イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 　ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 　ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 　イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 　ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 　ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。</p>	<p>(3) 合適性説明 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 　イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 　ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 　ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 　イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 　ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 　ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の違い ・法令の改正による記載の変更。</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p>	<p>【大飯】記載の充実 女川の記載の反映</p>
適合のための設計方針	適合のための設計方針	適合のための設計方針	<p>以下、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）のうち、チャンネル・ボックスを除いたものを燃料集合体という。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、下記事項を考慮した設計とする。なお、2号炉原子炉建屋原子炉棟内の燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、その一部を1号及び2号炉共用とする。</p>
<p>第1項について</p> <p>3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いを安全かつ確実に行うことができるよう、次の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>第1項について</p> <p>燃料体等の取扱設備は、以下の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取り扱い時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため、十分な考慮を払った設計とする。また、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>第2項第1号について 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。 イ 燃料の貯蔵設備は、独立の原子炉周辺建屋に設け、原子炉周辺建屋内の独立の区画に新燃料貯蔵庫を設ける。 原子炉周辺建屋内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋給気系統により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が建屋内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋排気系統より排気筒へ排出することで、放射性物質の放出を低減する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計とする。 加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。 ロ 新燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に必要とする燃料を貯蔵することができる1/3炉心分以上の容量を有し、使用済燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯蔵することができる3号炉及び4号炉おのおの全炉心燃料の約130%相当分以上の容量を有する設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取扱い時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため、十分な考慮を払った設計とする。また、クレーンはワイヤ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p> <p>第2項第1号について 燃料体等の貯蔵設備は、以下の方針により設計する。 イ 燃料貯蔵設備としては、新燃料貯蔵庫及び使用済燃料ピットを設ける。 燃料取扱棟内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋換気空調設備により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が燃料取扱棟内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋換気空調設備により排気筒へ排出する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、アニュラス空気淨化設備で処理できる設計とする。 加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。 ロ 新燃料貯蔵設備は、全炉心燃料の約23%相当分の容量を有する設計とする。使用済燃料貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯蔵することができる全炉心燃料の約130%相当分以上の容量、並びにウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料を貯蔵できる容量を有する設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取扱時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料交換機の燃料つかみ具は二重ワイヤや種々のインターロックを設け、燃料移動中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。 また、原子炉建屋クレーンの主要要素は、吊り荷の落下防止措置を施すとともに使用済燃料輸送容器を吊つた場合は、使用済燃料プール上を走行できないなどのインターロックを設ける設計とする。</p> <p>第2項第1号について 貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気を換気空調系で維持する設計とする。また、燃料等の落下により放射性物質が放出された場合は、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系で処理する設計とする。</p> <p>第2項第1号ロについて 新燃料貯蔵庫の貯蔵能力は、全炉心燃料の約40%とする。 使用済燃料プールは、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵できる容量とする。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊、大飯は第2項第2号イに記載。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の原子炉建屋クレーンに相当する泊の燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行することが無いようクレーンの走行範囲は物理的に制限されているため、インターロックは設けていない。⇒以後、理由②とする。</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・大飯ではエリアモニタについて記載。 ・泊ではアニュラスの処理について記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】設備の相違 ・新燃料貯蔵庫の容量 大飯 1/3 炉心以上 泊 23%相当 女川 40% 使用済 400%</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊はMOX燃料装荷の許認可取得済み</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>ハ 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体との間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は0.98（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料集合体の間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は、0.95（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p>	<p>ハ 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料集合体の間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は、0.95以下（解析上の不確定さを含む。）となる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体の間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は、0.98以下（解析上の不確定さを含む。）となる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット及び使用済燃料ラックは、耐震設計Sクラスとして設計する。</p>	<p>第2項第1号ハについて</p> <p>燃料体等の貯蔵設備としては、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プールがある。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な構造とする。</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラックは、燃料間距離を十分とすることにより、新燃料を貯蔵能力最大に収容した状態で万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p> <p>なお、実際に起きることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされた場合を仮定しても臨界未満にできる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、耐震Sクラスで設計し、使用済燃料プール中の使用済燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間距離をとることにより燃料が相互に接近しないようにする。また、貯蔵能力最大に燃料を収容し、使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>
<p>第2項第2号について</p> <p>3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料の貯蔵設備は、以下のように設計する。</p> <p>イ 使用済燃料ピットの壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を有し、使用済燃料の上部は十分な水深を持たせた遮蔽により、放射線業務従事者の受けける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p>	<p>第2項第2号について</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備は、以下の方針により設計する。</p> <p>イ 使用済燃料ピットの壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を有し、使用済燃料の上部は十分な水深を持たせた遮蔽により、放射線業務従事者の受けける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p>	<p>第2項第2号イについて</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備については、以下のように設計する。</p> <p>使用済燃料プール内の壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を施すとともに、使用済燃料等の上部は十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>
<p>ロ 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット水净化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水净化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できる設計とする。使用済燃料ピット水净化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備及び原子炉補機冷却海水設備を経て最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピット水净化冷却設備は、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p> <p>ハ 使用済燃料ピットは、冷却水の喪失を防止するため基準</p>	<p>ロ 使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱は、使用済燃料ピット水净化冷却設備で使用済燃料ピット水を冷却して除去する。使用済燃料ピット水净化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備を経て原子炉補機冷却海水設備により最終的な熱の逃がし場である海に輸送できる設計とする。使用済燃料ピット水净化冷却設備は、使用済燃料ピット水の浄化をできる設計とする。</p> <p>ハ 使用済燃料ピットの耐震設計は、Sクラスで設計</p>	<p>第2項第2号ロについて</p> <p>使用済燃料プールの崩壊熱は、燃料プール冷却净化系の熱交換器で使用済燃料プール水を冷却して除去するが、必要に応じて残留熱除去系の熱交換器を併用する。燃料プール冷却净化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p> <p>また、燃料プール冷却净化系は、ろ過脱塩装置を設置して使用済燃料プール水の浄化を行う設計とする。</p> <p>第2項第2号ハについて</p> <p>使用済燃料プールの耐震設計は、Sクラスで設計し、</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <p>・泊（大飯も同じ）では、SFPの実効増倍率を0.98以下（解析上の不確定さを含む）で設計している。<u>⇒以後、理由④とする。</u></p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>4.1.1.4 主要設備（2）にSクラスの記載あり</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>地震動に対して機能を維持する設計とともに、冷却水の喪失を引き起こす可能性のあるドレン配管等は設けない設計とする。また、内面はステンレス鋼でライニングし、漏えいを防止する。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットに接続する配管には、サイフォン現象により冷却水の喪失を招かないよう必要な個所にはサイフォンブレーカを設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置及び使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を有する設計とする。</p> <p>ニ 使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能を損うことのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーン本体等の重量物については、使用済燃料ピットに落下しない設計とする。</p>	<p>し、内面はステンレス鋼板で内張りし、漏えいを防止する。また、使用済燃料ピットには排水口を設けないとともに、使用済燃料ピットに入る配管のサイフォン効果により使用済燃料ピット水が流出しない設計とする。</p> <p>また、万一の使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を設ける設計とする。</p> <p>ニ 使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーン本体等の重量物については、使用済燃料ピットに落下しない設計とする。</p> <p>【説明資料 (5.2 : 16条-別添1-1-12~24) (参考 1,2 : 16条-別添1-1-33~36)】</p>	<p>内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。また、使用済燃料プールには排水口を設けないとともに、使用済燃料プールに入る配管には逆止弁を設けサイフォン効果により使用済燃料プール水が流出しない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールライニングの破損による漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。</p> <p>第2項第2号ニについて</p> <p>燃料交換機の燃料つかみ具は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、かつ、ワイヤ、インターロック等は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施するので燃料体等取扱中に燃料体等が落下することはないと考えるが、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じない設計とする。</p> <p>また、燃料交換機本体等の重量物については、使用済燃料プールに落下しない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器の落下については、キャスクピットは使用済燃料プールとは障壁で分離し、かつ、原子炉建屋クレーンは吊り荷の落下防止措置を施すとともに使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とするので、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プールに落下することを想定する必要はない。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・従来の設置許可申請を踏襲しており記載表現に差異があるが、実質的な相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違 ・理由②</p>
<p>第3項第1号について</p> <p>使用済燃料ピットには使用済燃料ピット水漏えい監視のため、漏えい検知装置を設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピットの水位及び水温監視のため、水位低及び水位高並びに温度高の警報を設け、中央制御室内に警報を発信する設計とする。</p> <p>燃料取扱場所の放射線監視のため、エリアモニタ及び排気筒モニタを設け、放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p>第3項第1号について</p> <p>使用済燃料ピットにおける崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視する目的で、使用済燃料ピット水位計及び使用済燃料ピット水温度計を設け中央制御室で監視可能な設計とするとともに、異常が検知された場合には中央制御室に警報を発信し、適切な処置が行えるよう運転員に伝える設計とする。</p> <p>また、エリアモニタを設け使用済燃料ピットエリアの線量当量率を測定し、これを中央制御室で監視可能な設計とするとともに、過度の放射線レベルを検出した場合には警報を発信し、放射線業務従事者に対して適切な処置がなされるよう運転員に伝える設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.2 : 16条-別添1-2-1~5)】</p>	<p>第3項について</p> <p>使用済燃料プールには、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設備を設け、異常が検知された場合には、中央制御室に警報を発することが可能な設計とする。また、これらの計測設備については非常用所内電源系から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊（女川）では第2項第2号ハに記載有。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
<p>第3項第2号について</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び温度並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源より給電し、</p>	<p>第3項第2号について</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源より受電し、</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。	<p>外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p> <p>【説明資料（1.4：16条-別添1-2-7）】</p> <p>第4項について 本発電用原子炉施設では、乾式キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置していない。</p>		
1.3 気象等 <small>該当なし</small>	1.3 気象等 <small>（該当なし）</small>	1.3 気象等 <small>該当なし</small>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p> 4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p> 4.1.1 通常運転時等</p> <p> 4.1.1.1 概要</p> <p> (3号炉)</p> <p> 燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、燃料体等を発電所内に搬入してから発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p> 燃料取替えは、平衡時には年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は約60体を予定している。</p> <p> 燃料取扱設備の配置を第4.1.1.1図及び第4.1.1.2図に示す。</p> <p> 発電所に搬入した新燃料は、補助建屋クレーン等を使用して、受取検査後、原子炉周辺建屋内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p> 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替キャナル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。</p> <p> これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。</p> <p> 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p> <p> 使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常12箇月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p> さらに、燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち、原子炉周辺建屋内の燃料取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備は1号、2号及び3号炉共用とする。</p> <p> 使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は警報を発信する。</p> <p> (4号炉)</p> <p> 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉と同じ。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p> 4.1 燃料取扱設備及び貯蔵設備</p> <p> 4.1.1 通常運転時等</p> <p> 4.1.1.1 概要</p> <p> 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p> 燃料貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p> 燃料取扱設備及び貯蔵設備概要図を第4.1.1図、第4.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第4.1.3図に示す。</p> <p> 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p> <p> なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p> 使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は警報を発信する。</p> <p> 【説明資料 (1.1 : 16条別添1-2-1)】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p> 4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p> 4.1.1 通常運転時等</p> <p> 4.1.1.1 概要</p> <p> 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）、燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）、キャスク洗浄ピット（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p> なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p> 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）の概要図を第4.1-1図に示す。</p> <p> 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し原子炉建屋原子炉棟から搬出までの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p> <p> なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p> 使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯、泊共に装置の構成を記載。 ・大飯のみ燃料取替について記載実質的な相違なし。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うことができるよう以下の方針により設計する。</p> <p>(9) 使用済燃料の貯蔵設備は、ほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水で満たし、定期的にほう素濃度を分析する。また、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。</p> <p>新燃料の貯蔵設備は、浸水することのないようにするが、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.95以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。さらに、いか度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても未臨界なる密性を確保できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できるとともに、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p>	<p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 未臨界性⁽¹⁾ ⁽²⁾</p> <p>燃料取扱設備及び貯蔵設備は、幾何学的な安全配置又は適切な手段により、臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料貯蔵設備は、ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を貯蔵容量最大に収容し、貯蔵設備が純水で満たされる等の想定されるいかななる場合でも、未臨界性を確保できる設計とする。また、燃料取扱設備は、燃料集合体を1体ずつ取り扱う構造とすることにより、燃料の臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 冷却浄化能力</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット内に貯蔵する使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備を経て原子炉補機冷却海水設備により、最終的な熱の逃がし場である海に輸送できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水中の固形状及びイオン状不純物を除去し、浄化できる設計とする。</p> <p>(3) 非常用補給能力</p> <p>使用済燃料ピットから万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからはう酸水を補給できる設計とする。</p>	<p>4.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 未臨界性</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、幾何学的な安全配置又は適切な手段により、臨界を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵設備は、燃料体等を貯蔵容量最大に収容した場合でも通常時はもちろん、想定されるいかななる場合でも、未臨界性を確保できる設計とする。</p> <p>また、燃料体等の取扱設備は、燃料体等を直接取り扱う場合には、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p> <p>(2) 非常用補給能力</p> <p>使用済燃料ピット水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサプレッションチャンバーの水を補給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊の第2項第1号ハにおいて同様の記載有り。（ホウ素濃度の記載箇所確認）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>・理由④</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>・理由④</p> <p>【女川】設備名称の相違 (大飯では違う箇所に記載あり?)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(3) 新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数（全炉心燃料の約30%相当）に十分余裕を持たせた容量を有し、また、使用済燃料の貯蔵設備は、全炉心燃料の取出し及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数（全炉心燃料の約130%相当）に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。	<p>(4) 貯蔵能力 新燃料貯蔵設備は、通常の燃料取替えを考慮し、適切な貯蔵能力を有する設計とする。 また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵能力を有する設計とする。</p> <p>(5) 遮蔽 使用済燃料ピット及びキャスクピットの壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。 使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットに接続する配管等が使用済燃料ピット外で破損して使用済燃料ピット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が露出せず、遮蔽上十分な使用済燃料ピット水位を保てる設計とする。 燃料取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料ピットへの移送操作、使用済燃料ピットから炉心への移送操作及び使用済燃料輸送容器への収容操作が、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、ほう酸水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>(3) 貯蔵能力 使用済燃料プールは、使用済燃料を計画どおりに貯蔵した後でも、炉心内の全燃料を使用済燃料プールに移すことができるような貯蔵能力を有した設計とする。また、新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有した設計とする。</p> <p>(4) 遮蔽 使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。 燃料体等の取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プールから炉心への移送操作、使用済燃料輸送容器への収容操作等が、使用済燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・実質同等の記載であり差異はない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯に記載なし。 (同様の記載がどこかに？)</p> <p>【大飯】設備の相違 ・理由④</p> <p>【大飯】設備の相違 ・理由④</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、基準地震動に対して機能を維持する設計とともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起こさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>(8) 使用済燃料の貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷が生じない設計とする。</p> <p>(4) 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため2重ワイヤ等の適切な保持装置を有する設計とする。</p>	<p>(6) 漏えい防止及び漏えい監視 使用済燃料ピット水の漏えいを防止するため、使用済燃料ピット及びキャスクピットには排水口を設けない設計とする。 また、使用済燃料ピットに接続する配管は、その配管が破損した場合でもサイフォン効果により使用済燃料ピット水が流出しない設計とする。 万一の使用済燃料ピット水及びキャスクピット水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位計を設ける設計とする。</p> <p>(7) 構造強度 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。 また、使用済燃料ピットは、適切な強度を持った内張りを設けること等により、万一の燃料体等の落下時にも使用済燃料ピットの安全機能を失うことのない設計とする。 【説明資料（別紙1：16条-別添1-1-29～32）】</p> <p>(8) 落下防止 燃料取扱設備は、二重ワイヤや種々のインターロックを設け、移送操作中の燃料体等の落下を防止する設計とする。 【説明資料（5.2.2：16条-別添1-1-20～23）】</p>	<p>(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視 使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とする。また、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、使用済燃料プール水が流出しない設計とする。 使用済燃料プール水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。また、使用済燃料プールの水温及び燃料取扱場所の放射線量を測定が可能な設計とする。</p> <p>(6) 構造強度 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。 また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・実質同等の記載であり差異はない。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 泊では(12)に同様の記載あり。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(10) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するとともに、基準地震動による地震力に対しても床面や壁面へ固定する等により、地震時にも落下を防止できる設計とする。	<p>(9) 重量物落下 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するとともに基準地震動による地震力に対しても、床面や壁面へ固定する等により、地震時にも落下を防止できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2～5：16条別添1-1-2～24） （補足説明資料1, 2：16条別添1-1-37～42）】</p>	<p>(7) 落下防止 落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体（チャンネルボックス含む）の落下エネルギー（15.5kJ）以上となる設備等を抽出する。 床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料プールからの離隔を確保するため、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p>	【大飯】記載表現の相違
a. 原子炉周辺建屋 <p>原子炉周辺建屋の天井を支持する鉄骨梁及び柱は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃料ピット内に落下しない構造とする。</p>	<p>a. 燃料取扱棟 燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨梁、柱及び壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。屋根は、鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、下層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>【説明資料（5.2.1 a. : 16条別添1-1-12～15）】</p>	<p>a. 原子炉建屋原子炉棟 原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼釘（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動に対して使用済燃料プール内へ落下しない設計とする。</p>	【大飯】設備名称の相違
b. 使用済燃料ピットクレーン <p>使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体、転倒防止金具等及びレール基礎ボルトにおける評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。</p>	<p>b. 使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。</p>	<p>b. 燃料交換機 燃料交換機は、基準地震動による地震荷重に対し、燃料交換機本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、燃料交換機は、ワイヤロープの二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p> <p>（a）燃料交換機本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動 S s に対して燃料交換機本体（構造物フレーム）に発生する応力が許容応力以下であること。</p>	【大飯】記載表現の相違
(a) クレーン本体に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。	(a) クレーン本体の健全性評価においては、保守的に吊荷ありの条件で、脚部（ホイストフレーム）等に発生する地震荷重が許容応力以下であること。		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(b) クレーンの転倒防止金具等に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。	(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具について、保守的吊荷なしの条件で、地震時の発生応力が、転倒防止金具のため、取付ボルト等の許容応力以下であること。	(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の転倒防止装置について、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下であること。	【大飯】記載表現の相違 ・大飯は具体的な記載なし
(c) 地震によって発生する各方向の力に対し、レール基礎ボルトの発生応力が許容応力以下であること。	(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、地震時に基礎ボルトに発生する荷重が、許容応力以下であること。 また、使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。	(c) 走行レールの健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下であること。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載箇所の相違 ・大飯では、4.1.1.5 評価に記載有り。
c. 補助建屋クレーン 補助建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。仮に落下後の移動を想定しても、使用済燃料ピットとの間に燃料取替キャナルがあるため、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物となることはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。 補助建屋クレーンの走行限界位置を第4.1.1.3 図に示す。	【説明資料 (5.2.1 b. : 16条-別添1-1-15~20)】 c. 燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。 燃料取扱棟クレーンの走行限界位置を第4.1.4図に示す。 【説明資料 (参考1,2 : 16条-別添1-1-33~36)】	c. 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、原子炉建屋クレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により落下防止対策を施すとともに、使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とする。さらに、重量物の移送時には、走行範囲を制限する措置を講ずることで、仮に原子炉建屋クレーンが走行レールから脱落したとしても、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料プールに落下しない設計とする。 (a) 原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対してクレーン本体に発生する応力が許容応力以下であること。 (b) 転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
		地震動 S s に対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下であること。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(2) 燃料貯蔵設備は、適切な格納性と補助建屋給気系統及び補助建屋排気系統を有する区画として設計する。	(10) 雰囲気の浄化 燃料貯蔵設備は、燃料取扱棟内に配置し、換気空調（「8.2 換気空調設備」参照）で適切な雰囲気を維持する設計とする。 また、燃料取扱棟内における燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合には、アニュラス空気浄化設備（「9.3 アニュラス空気浄化設備」参照）で処理できる設計とする。	(8) 雰囲気の浄化 燃料体等の貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気を換気空調設備（「8. 放射線管理施設」参照）で維持する設計とする。 また、燃料体等の落下により放射性物質等が放出された場合には、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系（「9. 原子炉格納施設」参照）で処理する設計とする。	【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備の相違
(5) 使用済燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	(11) 被ばく低減 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。	(9) 除染 使用済燃料輸送容器の除染ができる設計とする。	。
(再掲) 使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。 外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。 さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水を注水できる設計とする。	(12) 監視機能 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピットエリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。 外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量が監視可能な設計とする。 【説明資料 (1.4 : 16条別添1-2-7)】	(10) 被ばく低減 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低減する設計とする。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は「第3項第1号について」に記載有り。 (7)に記載
(1) 燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。	(13) 試験検査 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、試験及び検査ができる設計とする。	(12) 試験検査 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。	【大飯】記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
4.1.1.4 主要設備	4.1.1.3 主要設備	<p>4.1.1.3 主要設備の仕様 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備（1号及び2号炉共用、既設）の主要設備の仕様を第4.1-1表に示す。</p> <p>4.1.1.4 主要設備 発電所に到着した新燃料は、受取検査後、原子炉建屋原子炉棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プールに貯蔵する。</p> <p>(1) 燃料交換機 燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。 また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。 燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）は、新燃料、使用済燃料輸送容器の運搬に使用するとともに、原子炉遮蔽体、原子炉格納容器上蓋、原子炉圧力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。 また、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）の主要要素は、種々の二重化を行うとともに重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫 新燃料貯蔵庫は、発電所に到着した新燃料を受取検査後炉心に装荷するまで貯蔵する鉄筋コンクリート造の設備で、原子炉建屋原子炉棟内に設け、全炉心燃料の約40%を収納できる。燃料は堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管する。新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける。 なお、新燃料は発電所敷地内の倉庫に所定の保安上の措置を行った上、一時仮置するこ</p>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
		<p>とある。</p> <p>新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を 0.95 以下に保つ。さらに実際には起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるというような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p>	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

<p>(3号炉)</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、原子炉周辺建屋内に設け鉄筋コンクリート造で、耐震設計Sクラスとする。壁は遮蔽を考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p> <p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>サイフォンブレーカの配置を第4.1.1.4図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,100%相当分とする。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとする。使用済燃料ラックは、材料としてステンレス鋼または中性子吸収材であるボロンを添加したステンレス鋼を使用し、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるよう決定する。</p> <p>使用済燃料ピットには、新燃料を初装荷時に気中に、また、燃料取替え時に水中に一時的に保管する。また、使用済燃料ピットにはバーナブルポイズン、使用済制御棒等を貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p>	<p>4.1.1.3.2 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造の耐震設計Sクラスの構造物である。</p> <p>使用済燃料ピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には燃料取扱い時にも十分な遮蔽効果を有する水深を確保する。</p> <p>使用済燃料ピット内面は、ステンレス鋼板で内張りし、万一の燃料集合体の落下時にも使用済燃料ピット水の漏えいを防止する。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水配管は、使用済燃料ピット上部に取付け、また、注水配管にはサイフォンブレーカを取り付け、配管が破損した場合においても使用済燃料ピット水の流出を防止する。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>サイフォンブレーカの配置を第4.1.5図に示す。</p> <p>また、使用済燃料ピットには漏えい検知装置を設け、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>燃料集合体は、ほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料ピット水が減少した場合には、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水ピットからほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水を補給できる。</p> <p>使用済燃料ピットには、燃料集合体を鉛直に保持するキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。貯蔵能力は、全炉心燃料の約920%相当分である。</p> <p>なお、使用済燃料ピットは、通常運転中は全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとし、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、たとえ新燃料を貯</p>	<p>(4) 使用済燃料プール</p> <p>使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。</p> <p>壁の厚さは遮蔽を考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。使用済燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない。使用済燃料プール水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料プール監視設備として、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタを設ける。</p> <p>なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンクの水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブレッシュ・エンバのプール水を補給する。</p>
---	---	--

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
(10) 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット水位は、通常水位からの水位の低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。	<p>泊発電所3号炉</p> <p>貯蔵容量最大に貯蔵した状態で、万一使用済燃料ピットが純水で満たされる等の厳しい状態を仮定しても、実効増倍率が0.98以下である。</p> <p>使用済燃料ピットには、使用済の制御棒クラスター、バーナブルボイズン等を貯蔵するとともに、ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を一時的に保管する。</p> <p>また、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に使用済燃料を入れて貯蔵する。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器を置くため、使用済燃料ピットの隣にキャスクピット（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。キャスクピットは、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間をゲートによって分離する。</p> <p>キャスクピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、内面はステンレス鋼板で内張りし、キャスクピット水の漏えいを防止する。さらに、キャスクピットには排水口は設けない。</p> <p>また、漏えい検知装置によりキャスクピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>4.1.1.3.11 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット水位は、通常水位からの水位低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p>	<p>女川発電所2号炉</p> <p>キャスクピットは、使用済燃料プールとは障壁で分離し、万一の使用済燃料輸送容器の落下事故の場合にも、使用済燃料プールの機能を喪失しないようとする。</p> <p>なお、新燃料を使用済燃料プールに一時的に仮置することもある。</p> <p>(5) キャスク除染ピット キャスク除染ピット（1号及び2号炉共用、既設）は使用済燃料プールに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(6) 破損燃料検出装置 破損燃料検出装置は、原子炉停止時にシッピングを行って、破損燃料を検出する。なお、シッピングとは、チャンネルボックス上にシッパキャップを載せ、各チャンネルボックス内の水を採取し、核種分析によって燃料の破損を検出する方法である。</p> <p>(7) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水位は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(8) 燃料プールライナドレン漏えい 燃料プールライナドレン漏えいは、使用済燃料プールのライナからの漏えいを検知できる計測範囲を有し、使用済燃料プールからの</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(11) 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水の水温を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 使用済燃料ピット区域エリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(4号炉) 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉と同じ。</p>	<p>4.1.1.3.12 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット温度は、ピット水の水温を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>4.1.1.3.13 使用済燃料ピットエリアモニタ 使用済燃料ピットエリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p>	<p>漏えいが発生した場合に中央制御室に警報を発信する設計とする。 (9) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。 (10) 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水温度は、使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。 (11) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下時及び温度の異常な上昇時に警報を発信する設計とする。 (12) 燃料交換フロア放射線モニタ 燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。 (13) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。 (14) 燃料取替エリア放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検知できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所 3号炉	女川発電所 2号炉	差異理由
		の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、2重ワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震設計Sクラスとともに、ピット底部には排水口を設けないので冷却水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p>	<p>4.1.1.4 主要仕様 燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様を第4.1.1表に示す。</p> <p>4.1.1.5 試験検査 燃料取扱設備及び貯蔵設備は、その機能の健全性を確認するため、定期的に試験及び検査を行う。</p>	<p>4.1.1.5 試験検査 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の設置許可申請の記載を踏襲 ・大飯(1)は、泊4.1.1.2(8)と同様の記載 ・大飯(2)は、泊4.1.1.2(6)(7)と同様の記載 ・大飯(3)は、泊4.1.1.2(1)と同様の記載 ・大飯(4)は、泊4.1.1.2(1)および4.1.1.3.2と同様の記載

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>4.1.1.7 手順等</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 使用済燃料ピット周辺の設備やクレーンで取り扱う吊荷については、4.1.1.2 設計方針(10)の考え方に基づき使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性を評価し、落下防止措置を実施する。 b. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。 c. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ2重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。 d. 補助建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。 e. クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。 f. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。 g. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。 <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピット区域エリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>4.1.1.6 手順等</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 使用済燃料ピット周辺の設備やクレーンで取り扱う吊荷については、「4.1.1.2(9) 重量物落下」の考え方に基づき使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性を評価し、落下防止措置を実施する。 b. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。 c. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ二重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。 d. 燃料取扱機クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。 e. クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。 f. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等については、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 g. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を実施する。 <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>4.1.1.6 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 使用済燃料プール周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。 b. 日常作業等において使用済燃料プール周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。 c. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常待機時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととする。また、原子炉建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、使用済燃料輸送容器の移動範囲の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。 <p>d. 使用済燃料プール上で作業を行う原子炉建屋クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。また、燃料交換機においても、定期点検及び作業開始前点検を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所 3号炉	女川発電所 2号炉	差異理由
(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。	(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。		

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
第4.1.1.1 表 燃料の取扱設備及び貯蔵設備の設備仕様	第4.1.1.1 表 燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様	第4.1-1 表 燃料取扱及び貯蔵設備の主要仕様	
(10) 使用済燃料ピット水位 個数 1 計測範囲 E.L.+32.16m～E.L.+33.41m 検出器 超音波式検出器	(15) 使用済燃料ピット水位 個数 2 計測範囲 T.P. 32.26～32.76m 検出器 超音波式検出器	(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式） (2) 貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分 (3) 燃料貯蔵プール水位 個数 1 計測範囲 (水位低警報設定値) 通常水位-165mm (O.P. 32730mm) (水位高警報設定値) 通常水位+ 35mm (O.P. 32930mm) 種類 フロート式 (4) 燃料プールライナドレン漏えい 個数 1 計測範囲 (警報設定値) ドレン止め弁(O.P. 15550mm)より+528mm(O.P. 16078mm) 種類 フロート式 (5) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 個数 1 計測範囲 0～100°C 種類 熱電対 (6) 燃料貯蔵プール水温度 個数 1 計測範囲 0～100°C 種類 熱電対 (7) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 個数 水位：1 温度：1（検出点2箇所） 計測範囲 水位：-4,300mm～7,300mm*1 (O.P. 21620mm～O.P. 33220mm) *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P. 25920mm) 温度：0～120°C 種類 水位：ガイドバルス式 温度：測温抵抗体 (8) 燃料交換フロア放射線モニタ 個数 1 計測範囲 10^{-4} ～1mSv/h 種類 半導体式 (9) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 個数 4 計測範囲 10^{-4} ～1mSv/h 種類 半導体式 (10) 燃料取替エリア放射線モニタ 個数 4 計測範囲 10^{-3} ～10mSv/h 種類 半導体式	【大飯】設備の違い ・機器の数の違い。
(11) 使用済燃料ピット温度 個数 3 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体	(16) 使用済燃料ピット温度 個数 2 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体		【大飯】設備の違い ・機器の数の違い。
(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 個数 1 計測範囲 $1\sim10^5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 検出器 半導体式検出器 ((1)～(9)は、変更前の記載に同じ。)	(17) 使用済燃料ピットエリアモニタ 個数 1 計測範囲 $1\sim10^5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 検出器 半導体式検出器 ((1)～(14)は変更前の記載に同じ。)		

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由

第 4.1-1 図 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールの概要図

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所 3号炉	女川発電所 2号炉	差異理由
<p>第 4.1.1.3 図 補助建屋クレーン走行限界位置説明</p>	<p>第 4.1.4 図 燃料取扱棟 クレーン走行限界位置の概要図</p>		<p>【大飯】設備の違い ・建屋の違い。</p>

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
<p>【A エリア】</p> <p>【B エリア】</p>	<p>泊発電所 3 号炉</p>	<p>女川発電所 2 号炉</p>	

第 4.1.5 図 サイフォンブレーカの配置の概要図

第 4.1.1.4 図 サイフォンブレーカの配置の概要図

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由										
	<p>用語説明 本資料で用いられる主な用語等は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>用語等</td><td>名称または説明</td></tr> <tr> <td>新燃料</td><td>ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>使用済燃料</td><td>原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。</td></tr> </table>	用語等	名称または説明	新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。	ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。	使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。		<p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・泊では用語説明を記載。</p>
用語等	名称または説明												
新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。												
ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。												
ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。												
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
		<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料プールへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料プールの機能が損なわれないようにするために、使用済燃料プールへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料プールへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等（建屋機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a.で抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料プールへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は別添1-1の6、3に同様の記載有。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
		<p>2.2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について 使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p>使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>目次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概要 2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場確認により抽出した設備等 3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 評価フローII：「検討要」としたもの 4.2.2 評価フローII：「検討不要」としたもの 5. 落下防止の対応状況確認 5.1 評価フローIII（落下防止とその適切性の確認）の考え方 5.1.1 耐震安全性評価による落下防止 5.1.2 設備構造及び運用による落下防止 5.2 評価フローIIIの評価結果 5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備 5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等 5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p>	<p>別添1</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (使用済燃料ピットへの重量物落下について)</p> <p><目次></p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概要 2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場確認により抽出した設備等 3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 落下エネルギーによる抽出（条件A） 4.1.2 固定状況、距離・位置関係による抽出（条件B） 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 評価フローII：「検討要」としたもの 4.2.2 評価フローII：「検討不要」としたもの 5. 落下防止の対応状況確認 5.1 評価フローIII（落下防止とその適切性の確認）の考え方 5.1.1 耐震安全評価による落下防止 5.1.2 設備構造及び運用による落下防止 5.2 評価フローIIIの評価結果 5.2.1 耐震安全評価による落下防止がなされている設備 5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等 5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p>	<p>別添1-1</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>目次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概要 2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 機器配置図等による抽出 3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等 4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 設置状況による抽出 4.1.2 落下エネルギーによる抽出 4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 設置状況による抽出結果 4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果 4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 5. 落下防止対策の要否判断 5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方 5.2 評価フローIIIの評価 5.2.1 耐震性確保による落下防止対策 5.2.2 設備構造上の落下防止対策 5.2.3 運用状況による落下防止対策 5.3 評価フローIIIの抽出結果 5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p>	<p>別添資料1</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違。 ・機器配置図による抽出有。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・機器配置図による抽出有。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>(参考)</p> <p>1. 補助建屋クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 2. 補助建屋クレーンにおける落下防止対策</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 補助建屋クレーンの走行範囲について 2. 大飯3, 4号炉の建屋名称</p>	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>6.1 評価結果 6.2 まとめ 6.3 新規制基準への適合状況について</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>(参考)</p> <p>1. 燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 2. 燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 抽出の網羅性の考え方について 2. 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 3. 仮設物に対する落下防止措置について 4. 落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて</p>	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <p>1. 燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について 2. 使用済燃料プールと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について 3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について 4. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて 5. 使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて</p> <p>(補足説明資料)</p> <p>1. 燃料交換機 主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価について 2. 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について 3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策 4. 過去不具合事象に対する対応状況について 5. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策 6. 使用済燃料輸送容器取扱作業時における使用済燃料プールへの影響 7. 使用済燃料輸送容器吊具による使用済燃料輸送容器の吊り方について</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・これらの事項は大飯の6.に含まれており実質的な相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・添付資料の違い</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要 平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。 このため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。 なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、大飯3号炉及び4号炉使用済燃料ピットライニング健全性維持について評価した。 また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象として確認した。</p> <p><重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策の基本設計を示しており、個別の耐震評価結果等の詳細については、工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要 平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。 このため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。 なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、泊3号炉使用済燃料ピットライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象として確認した。</p> <p><重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策を示しており、個別の耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要 平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。 このため使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。 なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、女川2号炉使用済燃料プールのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p><重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則></p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ 	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、以下のフローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績、図面から網羅的に抽出する。</p> <p>II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）や落下エネルギー（約39.3kJ以上）*からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。</p> <p>※：燃料集合体落下時のライニング評価について（別紙1）</p> <p>III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用面からその落下防止の対応状況について適切性を評価する。</p> <p>IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。</p> <p>V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。</p>	<p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、以下のフローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績、図面から抽出する。</p> <p>II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等の落下エネルギーと、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物を検討要として抽出する。 また、重量の特定ができない場合等については、設備の固定状況、使用済燃料ピットとの距離等により抽出する。</p> <p>III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下の検討をすべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用状況について適切性を評価する。</p> <p>IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。</p> <p>V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。</p>	<p>2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。</p> <p>I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。</p> <p>II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>III. 落下防止対策の要否判断 評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。 ・耐震性確保による落下防止対策 ・設備構造上の落下防止対策 ・運用状況による落下防止対策</p> <p>IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料プールへの落下時影響評価を実施する。</p> <p>V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの 評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添 1-1）

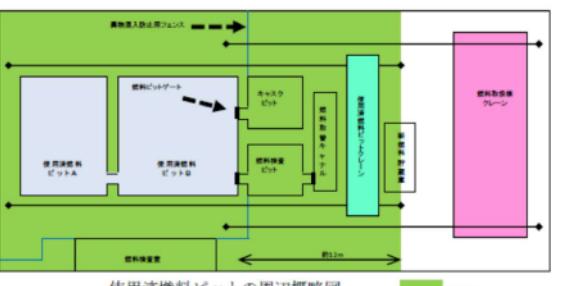
大飯原子力発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川発電所 2 号炉	差異理由
<pre> graph TD A[I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止の対応状況評価} D -- 適切 --> C D -- 不十分 --> E[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] </pre>	<p style="text-align: center;">【評価フロー】</p> <pre> graph TD A[I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止の対応状況評価} D -- 適切 --> C D -- 不十分 --> E[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] </pre>	<pre> graph TD A[I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止対策の要否判断} D -- 対策不要 --> C D -- 対策要 --> E[V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの] </pre>	

図 2.1 評価フロー

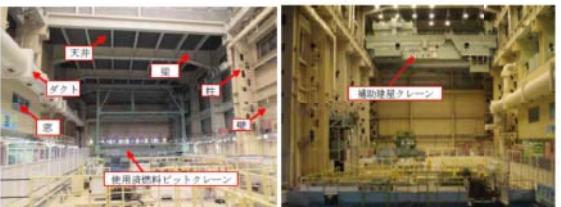
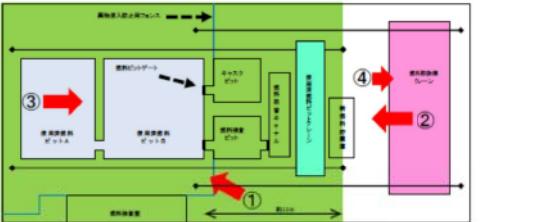
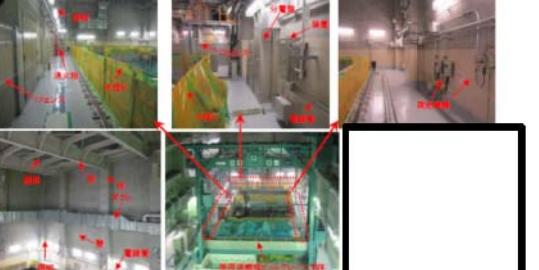
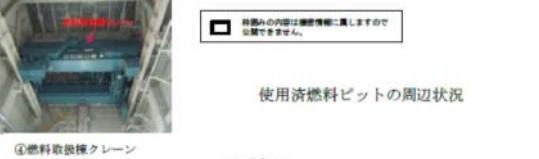
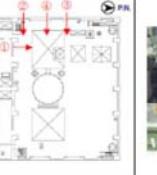
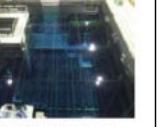
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フロー I（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等</p>	<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出（補足説明資料1 抽出の網羅性の考え方について 参照）</p> <p>3.1 評価フロー I（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等（使用済燃料ピットクレーンが走行する使用済燃料ピット周辺の範囲に配置されるもの）に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) 使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m フロア面）において、燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等）、クレーン、電源盤類、フェンス類、装置類、作業機材類、測定機器類と使用済燃料ピットの位置関係から、地震等により使用済燃料ピット内に落下するおそれがあるもの。</p>	<p>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フロー I（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方</p> <p>3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料プールに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。</p> <p>※ 機器配置図 機器設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱設備、燃料交換機 等） 系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱い及びプール一般設備 等） 設置変更許可申請書 (抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の現場設備の中には目視で確認できないものがあるため、機器配置図を用いて抽出している。</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出する。（抽出基準） ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）の作業において、機器や工具等、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを使用して取り扱う重量物</p>	<p>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出する。（抽出基準） 使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m フロア面）の作業において、使用済燃料ピットクレーンを使用して取扱う重量物および燃料取扱機械を使用して取扱う使用済燃料輸送容器（以下、「キャスク」という。）等重量物。</p> 	<p>3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。（抽出基準） ・使用済燃料プール周辺の作業において、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺は、異物混入防止エリアとなっており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料プールに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>
<p>3.2 評価フローIの抽出結果 評価フローIで抽出した設備等の詳細は以下のとおり。 3.2.1 現場確認により抽出した設備等</p> <p>使用済燃料ピット周辺の現場状況より、以下の設備等を抽出した。</p> <p>【抽出した設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等） ・フェンス類 ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・補助建屋クレーン本体 ・電源盤類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 ・検査装置類 	<p>3.2 評価フローIの抽出結果 評価フローIで抽出した設備等の詳細は以下のとおり。 3.2.1 現場確認により抽出した設備等</p> <p>使用済燃料ピット周辺の現場状況より、以下の設備等を抽出した。</p> <p>【抽出した設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱機（屋根、梁、柱、壁等） ・フェンス類 ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・燃料取扱機クレーン本体 ・電源盤類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 	<p>3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表3.2.1に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋原子炉棟 ・燃料交換機 ・原子炉建屋クレーン ・その他クレーン類 ・原子炉格納容器（取扱具含む） ・原子炉圧力容器（取扱具含む） ・内挿物（取扱具含む） ・プール内ラック類 ・プールゲート類 ・使用済燃料輸送容器（取扱具含む） ・電源盤類 ・フェンス・ラダー類 ・装置類 ・作業機材類 ・計器・カメラ・通信機器類 	<p>【大飯】記載表現の相違 ・（検査装置類は装置類に入っている）</p>

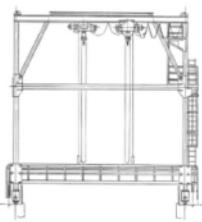
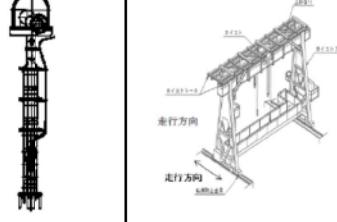
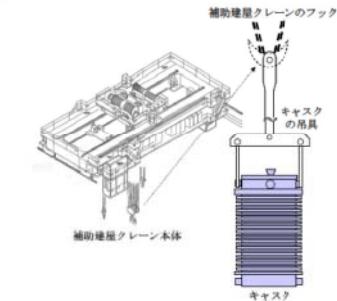
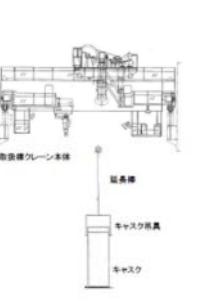
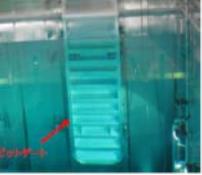
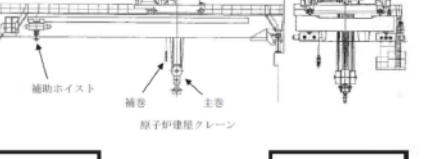
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
 <p>【使用済燃料貯蔵施設上部（大飯4号炉の例）】</p> <p>【補助建屋クレーン他（大飯4号炉の例）】</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの状況（大飯3号炉の例）】</p>	 <p>使用済燃料ピットの周辺概略図</p> <p>① 使用済燃料ピット ② 原子炉建屋クレーン ③ 原子炉建屋内機器 ④ 燃料取扱機</p>  <p>① 使用済燃料ピット上部 ② 使用済燃料ピット周辺の機器 ③ 燃料取扱機クレーン他</p>  <p>使用済燃料ピットの周辺状況</p> <p>④ 燃料取扱機クレーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験・検査用機材類 ・ コンクリートプラグ・ハッチ類 ・ その他 <p>使用済燃料プール周辺の主な作業としては、「燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「燃料交換機を使用した原子炉圧力容器と使用済燃料プール内ラック間の内挿物等の移動及び使用済燃料輸送容器への使用済燃料集合体の移動作業」、「原子炉建屋クレーンを使用した使用済燃料輸送容器の移動及びプラント定期検査時の燃料取替床の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>女川2号炉の燃料取替床の状況を図3.2.1に示す。このうち、燃料交換機とその取扱設備、及び原子炉建屋クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p>  <p>燃料取替床の床面全体</p> <p>燃料交換機</p> <p>燃料取替床の天井</p>  <p>原子炉建屋クレーン</p>  <p>燃料取替床の床面概略平面図</p> <p>② 使用済燃料プール床面</p>  <p>③ 使用済燃料プール側面</p>  <p>④ 使用済燃料プールラック</p> <p>図3.2.1 女川2号炉 燃料取替床 概要</p>	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 使用済燃料ピット周辺の作業としては、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを用いた作業があり、これらの作業のうち使用済燃料ピット周辺で取り扱うものとして以下を抽出した。</p> <p>【抽出した設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送中の内挿物等とその取扱工具 ・ 移送中の使用済燃料輸送容器（以下、キャスクという。） ・ 移送中のキャスク吊具 ・ 移送中の燃料ピットゲート <p>① 使用済燃料ピット周辺の主な作業として、燃料集合体や内挿物の移送作業がある。 この作業で使用する使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の燃料集合体や内挿物等を取り扱うための設備であり、ホイストのフックに取扱工具を吊り下げて作業を行う。</p> <p>燃料集合体等の取扱いを行うホイストは燃料集合体等を1体ずつ取り扱う能力を有しており、ワイヤロープの2重化、燃料取扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止する機能、動力電源喪失時に燃料集合体等を保持する機能、フックの外れ止め機能により、燃料集合体等の落下を防止する設計としている。また、使用済燃料ピットクレーンに吊り下げて使用する取扱工具等についても地震荷重に対して問題ないことを確認して使用する。</p> <p>② キャスクピットにおいては、使用済燃料搬出作業の一環として、補助建屋クレーンによるキャスクの吊下げや吊上げ作業が行われる。 また、使用済燃料ピットクレーンによる燃料ピットゲートの脱着作業も行われる。</p>	<p>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 使用済燃料ピット周辺の作業としては、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを用いた作業があり、これら作業のうち使用済燃料ピット周辺で取り扱うものとして以下の設備を抽出した。</p> <p>【抽出した設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具 ・ 移送中のゲート ・ 移送中のキャスクとその吊具 <p>使用済燃料ピット周辺の主な作業として、燃料集合体や内挿物の移送作業がある。 この作業で使用する使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の燃料集合体や内挿物等を取り扱うための設備であり、燃料集合体や内挿物の移動作業では、ホイストに専用の取扱工具を吊下げて行う。また、ゲートの脱着作業も行う。</p> <p>キャスクピットにおいては、使用済燃料搬出作業の一環として、燃料取扱棟クレーンによるキャスクの吊下げや吊上げ作業を行う。</p>		<p>【大飯】記載表現の相違 ・泊では5、1、2に記載有</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
 使用済燃料ピットクレーン本体  制御棒クラスタ取扱工具 (取扱工具の例)	 使用済燃料ピットクレーン本体  燃料ガイドアセンブリ  使用済燃料取扱工具	 燃料交換機本体  燃料集合体  使用済燃料貯蔵ラック	
 補助建屋クレーンのフック  補助建屋クレーン本体  キャスク  使用済燃料ピットクレーンのフック 【使用済燃料貯蔵施設周辺（大飯4号炉の例）】	 燃料荷役クレーン本体  キャスク用具  キャスク  使用済燃料輸送容器取扱設備 概略図  吊り棒  キャスク用具  燃料取扱機クレーン  ゲート	 内鉤物（副鉤体）  外鉤物（副鉤体）  制御棒つかみ具	<p>図 3.2.2 燃料交換機本体及び取扱設備等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">*掲載の内容は商業機密の観点から公開できません。</div>
	 原子炉建屋クレーン  主巻  補助ホイスト  主巻  原子炉建屋クレーン	 使用済燃料輸送容器吊具  使用済燃料輸送容器  使用済燃料ブールゲート	<p>図 3.2.3 原子炉建屋クレーン本体及び取扱設備等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">*掲載の内容は商業機密の観点から公開できません。</div>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添 1-1）

大飯原子力発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

女川発電所 2 号炉

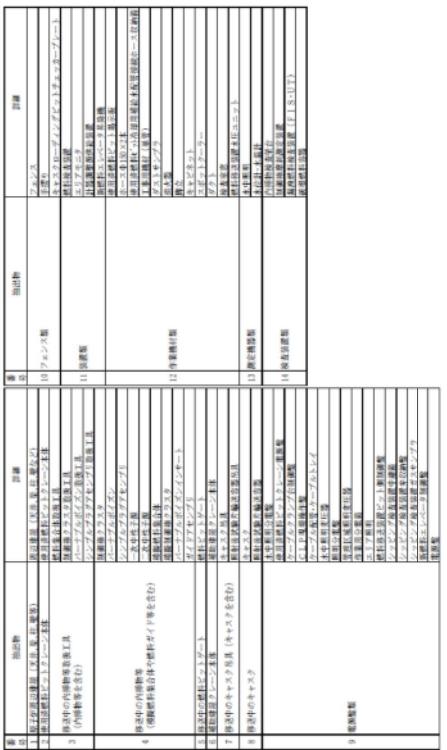
差異理由

評価フロー I の抽出結果（詳細）			評価フロー I の抽出結果（詳細） (1/5)		
番号	抽出物	詳細	番号	抽出項目	詳細
1	燃料取扱機（屋根、梁、柱、壁等）	燃料取扱機（屋根、梁、柱、壁等）	1	原子炉建屋原子炉機	屋根トラス、耐震壁等 雨明 クレーンランウェイガーダ
2	使用済燃料ビットクレーン本体	使用済燃料ビットクレーン本体	2	燃料立坑機	燃料立坑機
3	移送中のカート	ゲート	3	原子炉建屋クリーン	屋根和津屋クリーン
4	燃料取扱機クリーン本体	燃料取扱機クリーン本体	4	その他のクレーン類	燃料コンテナ起立台 新燃料検査台
5	移送中のキャスク（キャスク吊具を含む）	キャスク キャスク吊具 圓柱試験片輸送容器 圓柱試験片輸送容器吊具 燃料ガイドアセンブリ 機械式料	5	原子炉格納容器 (取扱具含む)	ドライウェル上蓋（吊ホルト含む） 上蓋スリング
6	移送中の燃料ガイドアセンブリ等 (使用済燃料取扱工具等を含む)	使用済燃料取扱工具（14×14用、17×17用） 破損燃料保管容器ボルト・ナット取扱工具 燃料移送装置燃料コントラーナ系回転工具 照射試験片取扱工具 新燃料取扱工具 制御棒クラスター バーバブルポイズン シングルプラグ 一次中性子源 二次中性子源 バーバブルポイズンインサート 新内挿物取扱工具（17×17用） NFBC 取扱工具（17×17用） 使用済燃料ビット水中照明分電盤 ケーブルトレイ・電線管 新燃料エレベータ制御盤 作業用電源盤 作業用電源箱 原子炉建屋管理区域 1007 離堆電盤 燃料移送装置ビット側制御盤 燃料外観検査装置現場盤 燃料セッピング検査装置現場盤 水中ポンプ制御盤 燃料検査装置分電盤	6	原子炉圧力容器 (取扱具含む)	上蓋 R P V スタッドボルト R P V スタッドデンショナ R P V - O リング 上蓋保湿材 上蓋スリング スタッドボルトラック 燃料換装用シールド R P V スタッドドネッキナ削開き ジュラウドヘッド+気水分離器 ジュラウドヘッドボルト ジュラウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥器 蒸気乾燥器・気水分離器吊り具 主蒸気ラインプラグ（操作盤含む） グリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ホールドその他ホール工具 L P R M 機器器 L P R M L ドライチューブ移送具 L P R M L ドライチューブ取扱具 引抜き 1 H T 機 挿入用 1 H T インコアスローラングバック S R NM 中性子炉
7	移送中の内挿物等 (内挿物取扱工具等を含む)	内挿物（取扱具含む）	7	内挿物（取扱具含む）	吸塵用把手付スティック 燃料集合体 制御棒・燃料支持金具 制御棒 制御棒・つまみ具 燃料チャンネル着脱機能 チャンネルボックス チャンネル移動・つまみ具 チャンネル取扱具 チャンネル取扱ブーム チャンネルボルトレンチ ダブルブレードガイド ジュラウドヘッドクリップル インコアモニタ切削具吸収用つまみ具 インコアモニタ切削具吸収用カッター L P R M 機器器
8	電源盤類		8	ブール内ラック類	フレードライト制御ラック チャンネル貯蔵ラック 使用済燃料貯蔵ラック 制御棒・破損燃料貯蔵ラック 新燃料貯蔵ラック 施業物（L P R M) 収納容器 制御棒貯蔵ラック 制御棒貯蔵ハンガ 機器ラック含外掛用回転ラック
9	フェンス類	異物混入防止用フェンス 手覆り チェックペーパー	9	ブールゲート類	D / S ゲートゲート 使用済燃料ブールゲート（大） 使用済燃料ブールゲート（小） カーラム・カーラムゲート
10	装置類	燃料外観検査装置 破損燃料容器 新燃料エレベータ昇降機 水中照明 燃料移送装置木压ユニット 燃料セッピング検査装置 空調ダクト 使用済燃料ビット水中照明変圧器 配管 空調ユニット・室外機 エアージャンクションボックス 可搬型使用済燃料ビット水位計 消火栓 所内通話設備 カメラ設備 照 明 器 具 封印板 消火栓 イス・机 ラック・棚 ホワイトボード プラットホーム 検査窓 構内 LAN 被命具 使用済燃料ビットエリヤモニタ 可搬型エリヤモニタ 使用済燃料ビット水温（既設・SA用） 使用済燃料ビット水位（既設・SA用）	10	使用済燃料輸送容器 (取扱具含む)	使用済燃料輸送容器 使用済燃料輸送容器蓋 使用済燃料輸送吊具 使用済燃料輸送容器具
11	作業機材類		※1		
12	測定機器類		※2		
			※3		
			※4		
			※5		

【女川】設備の相違

- 泊には存在しない、または評価エリア外に設置されている設備。
- 大飯は検査装置類が有

【評価フロー I の抽出結果（詳細）】



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1-1）

大飯原子力発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由																																						
※1 ※2 ※3 ※4		<p>表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）（3/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1.1</td> <td rowspan="11">電源盤類</td> <td>換用分電盤</td> </tr> <tr> <td>作業用分電盤</td> </tr> <tr> <td>エレベータ用変圧器</td> </tr> <tr> <td>燃料交換機主電動機駆動用変圧器</td> </tr> <tr> <td>燃料チャネル着脱機制御盤</td> </tr> <tr> <td>新燃料検査台制御盤</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋天井クレーン制御盤</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クリーン遮断現場操作箱</td> </tr> <tr> <td>燃料プール状態表示盤</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用安定器収納盤</td> </tr> <tr> <td>火災報知機組合盤</td> </tr> <tr> <td>手すり</td> </tr> <tr> <td>D/Sプール用梯子</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウェル用梯子</td> </tr> <tr> <td>新燃料検査台梯子</td> </tr> <tr> <td>1.2 フェンス・ラダー類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.3 装置類</td> <td>静的搬送式水素内結合装置 監査装置 水中カラーテレビカメラヘッド 水中カラーテレビカメラケーブル 水中カラーテレビカメラ制御盤 水中白黒カラーヘッド 水中白黒カラーテレビ装置 水中照明 水中照明（気中投光式） 工具棚</td> </tr> <tr> <td>1.4 作業機材類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5 計器・カメラ・通信機器類</td> <td>バージング用スピーカ バージング用ハンドセット ITVカメラ IAEAカメラ 使用済燃料プール監視カメラ 水素濃度計 原子炉建屋内水素濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）（4/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">1.5</td> <td rowspan="15">計器・カメラ・通信機器類</td> <td>地盤観測装置 エリア放射線モニタ 燃料取替アリア放射線モニタ 使用済燃料プール上面空間放射線モニタ（高精度、低頻度） SGTSトレイン出入口流量発信器 （スタンション含む） HWHサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 原子炉建屋外気温発信器 （スタンション含む） RCWサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ヒートリミット式） 使用済燃料プールレベルスイッチ 使用済燃料プール水温度 チャンネルボックス測定装置信号端子 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> </tr> <tr> <td>1.6 試験・検査用機材類</td> <td>後燃焼器混合管 スタッドホールド用試験片 炉内シッピング 制御装置 炉外シッピング ヨンテナ 炉外シッピング シッパーキャップ テストウエイト キャリブレーション用器具キット</td> </tr> <tr> <td>1.7 コンクリートプラグ・ハーフチ類</td> <td>新燃料荷瘤座カバー D/Sビット側スロットプラグ（A） D/Sビット側スロットプラグ（B） D/Sビット側スロットプラグ（C） 原子炉ウェルカバー（Aタイプ） 原子炉ウェルカバー（Bタイプ） 原子炉ウェルカバー（Cタイプ）</td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	評価	1.1	電源盤類	換用分電盤	作業用分電盤	エレベータ用変圧器	燃料交換機主電動機駆動用変圧器	燃料チャネル着脱機制御盤	新燃料検査台制御盤	原子炉建屋天井クレーン制御盤	原子炉建屋クリーン遮断現場操作箱	燃料プール状態表示盤	燃料取替用安定器収納盤	火災報知機組合盤	手すり	D/Sプール用梯子	原子炉ウェル用梯子	新燃料検査台梯子	1.2 フェンス・ラダー類		1.3 装置類	静的搬送式水素内結合装置 監査装置 水中カラーテレビカメラヘッド 水中カラーテレビカメラケーブル 水中カラーテレビカメラ制御盤 水中白黒カラーヘッド 水中白黒カラーテレビ装置 水中照明 水中照明（気中投光式） 工具棚	1.4 作業機材類		1.5 計器・カメラ・通信機器類	バージング用スピーカ バージング用ハンドセット ITVカメラ IAEAカメラ 使用済燃料プール監視カメラ 水素濃度計 原子炉建屋内水素濃度	番号	抽出項目	評価	1.5	計器・カメラ・通信機器類	地盤観測装置 エリア放射線モニタ 燃料取替アリア放射線モニタ 使用済燃料プール上面空間放射線モニタ（高精度、低頻度） SGTSトレイン出入口流量発信器 （スタンション含む） HWHサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 原子炉建屋外気温発信器 （スタンション含む） RCWサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ヒートリミット式） 使用済燃料プールレベルスイッチ 使用済燃料プール水温度 チャンネルボックス測定装置信号端子 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	1.6 試験・検査用機材類	後燃焼器混合管 スタッドホールド用試験片 炉内シッピング 制御装置 炉外シッピング ヨンテナ 炉外シッピング シッパーキャップ テストウエイト キャリブレーション用器具キット	1.7 コンクリートプラグ・ハーフチ類	新燃料荷瘤座カバー D/Sビット側スロットプラグ（A） D/Sビット側スロットプラグ（B） D/Sビット側スロットプラグ（C） 原子炉ウェルカバー（Aタイプ） 原子炉ウェルカバー（Bタイプ） 原子炉ウェルカバー（Cタイプ）	<p>【女川】設備の相違 ・泊には存在しない、または評価エリア外に設置されている設備。</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊には存在しない設備。</p>
番号	抽出項目	評価																																							
1.1	電源盤類	換用分電盤																																							
		作業用分電盤																																							
		エレベータ用変圧器																																							
		燃料交換機主電動機駆動用変圧器																																							
		燃料チャネル着脱機制御盤																																							
		新燃料検査台制御盤																																							
		原子炉建屋天井クレーン制御盤																																							
		原子炉建屋クリーン遮断現場操作箱																																							
		燃料プール状態表示盤																																							
		燃料取替用安定器収納盤																																							
		火災報知機組合盤																																							
手すり																																									
D/Sプール用梯子																																									
原子炉ウェル用梯子																																									
新燃料検査台梯子																																									
1.2 フェンス・ラダー類																																									
1.3 装置類	静的搬送式水素内結合装置 監査装置 水中カラーテレビカメラヘッド 水中カラーテレビカメラケーブル 水中カラーテレビカメラ制御盤 水中白黒カラーヘッド 水中白黒カラーテレビ装置 水中照明 水中照明（気中投光式） 工具棚																																								
1.4 作業機材類																																									
1.5 計器・カメラ・通信機器類	バージング用スピーカ バージング用ハンドセット ITVカメラ IAEAカメラ 使用済燃料プール監視カメラ 水素濃度計 原子炉建屋内水素濃度																																								
番号	抽出項目	評価																																							
1.5	計器・カメラ・通信機器類	地盤観測装置 エリア放射線モニタ 燃料取替アリア放射線モニタ 使用済燃料プール上面空間放射線モニタ（高精度、低頻度） SGTSトレイン出入口流量発信器 （スタンション含む） HWHサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 原子炉建屋外気温発信器 （スタンション含む） RCWサーバンタンク水位発信器 （スタンション含む） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ヒートリミット式） 使用済燃料プールレベルスイッチ 使用済燃料プール水温度 チャンネルボックス測定装置信号端子 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置																																							
		1.6 試験・検査用機材類	後燃焼器混合管 スタッドホールド用試験片 炉内シッピング 制御装置 炉外シッピング ヨンテナ 炉外シッピング シッパーキャップ テストウエイト キャリブレーション用器具キット																																						
		1.7 コンクリートプラグ・ハーフチ類	新燃料荷瘤座カバー D/Sビット側スロットプラグ（A） D/Sビット側スロットプラグ（B） D/Sビット側スロットプラグ（C） 原子炉ウェルカバー（Aタイプ） 原子炉ウェルカバー（Bタイプ） 原子炉ウェルカバー（Cタイプ）																																						